

「モノづくりのまち東大阪」での製造業の操業を応援します！

立地促進補助制度のご案内

HIGASHIOSAKA



東大阪市では、工業専用地域及びモノづくり推進地域（工業地域及び多くの準工業地域）への一定規模以上の製造業の新たな立地に対し、補助金を交付します。

住工共生モノづくり立地促進補助金

1. 制度概要

東大阪市への新たな製造業の立地誘導及び市内製造業の再投資を促進するため、市内の工業専用地域・モノづくり推進地域内で新たに工場を立地（工場の新築・建替・増築・取得など）し、製造業者を営む場合に、当該工場にかかる土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税の一定割合を、補助金として交付する制度です。
なお、補助金の交付を受けるには事前に「補助対象事業の指定」を受ける必要があります。

2. 適用期間

この制度は、令和2年4月1日から指定を受けた事業に適用されます。

3. 対象者

製造業者・工場所有者・土地所有者

4. 対象地域

工業専用地域・モノづくり推進地域

5. 対象事業

工業専用地域において延床面積 1,000 m²以上を活用した工場の立地（新築・建替・増築・取得など）
モノづくり推進地域において延床面積 500 m²以上を活用した工場の立地（新築・建替・増築・取得など）
※ 増築の場合は、増築部分が上記面積以上である必要があります。

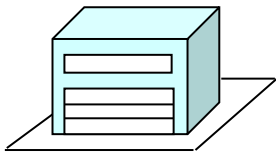
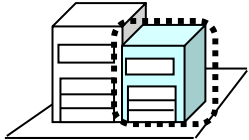
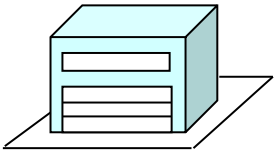
6. 補助金額

当該工場にかかる土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税の一定割合

※ 補助対象となる工場面積は作業場面積の2倍までが補助対象。

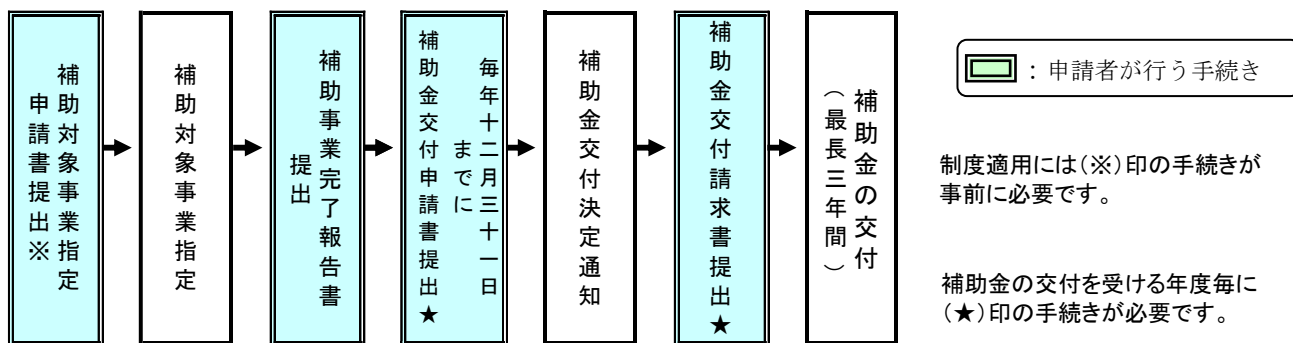
※ 工場の立地（増築を含む）とともに**本社を東大阪市に新たに立地する場合は**
作業場及び本社面積（事務所、福利厚生施設等）の面積の2倍までが補助対象。

7. 補助金算定例

土地取得+工場新設	対象者	補助金額（最大）
	製造業者 〔土地・工場を所有〕	当該工場に係る 土地・家屋 の固定資産税及び都市計画税×3年間
土地賃借+工場増築 増築部分が対象 	土地所有者 工場所有者 製造業者	当該工場に係る 土地 の固定資産税及び都市計画税×1/2×3年間 当該工場に係る 家屋 の固定資産税及び都市計画税×1/2×3年間 当該工場に係る 土地・家屋 の固定資産税及び都市計画税×1/2×3年間
既存貸工場を賃借 	製造業者	当該工場に係る 土地・家屋 の固定資産税及び都市計画税×1/2×3年間 ※貸工場入居者は補助対象期間の賃借料合計額（共益費含む）のいずれか低い金額

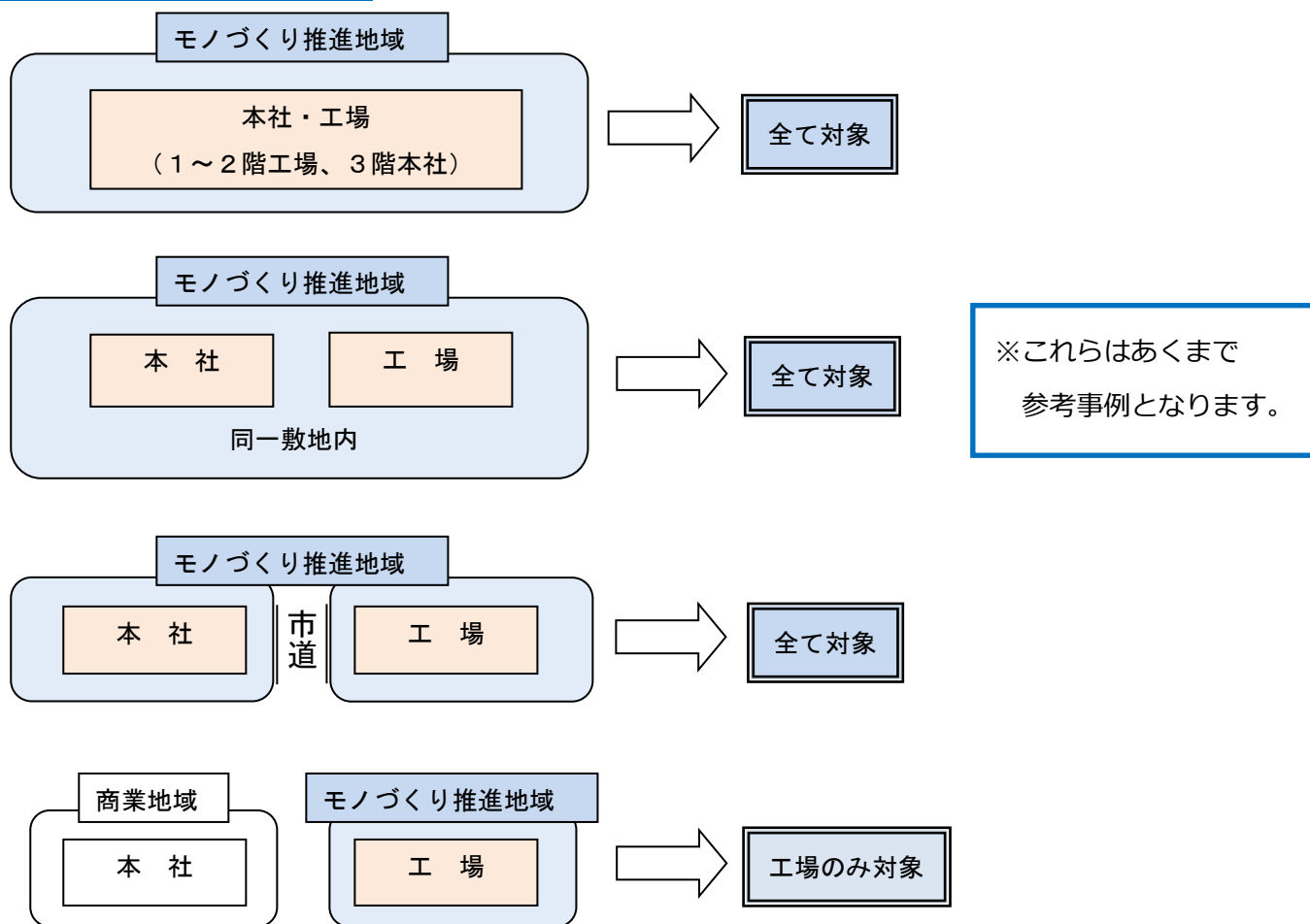
※リースバック方式などにより実質的に新たな製造業の立地促進に結びつかない場合や、既存の製造業者と一定以上の資本関係を有する者が既存の製造業者に代わって製造業を営む場合は補助対象外となります。

8. 申請から補助金交付までの流れ（概要）



※各手続きには土地・建物の取得形態、業務内容等により必要書類や補助金交付時期等が異なりますので、詳しくはモノづくり支援室までお問い合わせください。

9. 対象となる事業について



<お問合せ先>

※補助金の交付を受けるには、事前に「補助対象事業として指定」を受ける必要があります。
事後の指定はできませんので、事前にご相談ください。

東大阪市都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室 〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1

TEL: 06-4309-3177 FAX: 06-4309-3846

E-MAIL: monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp

東大阪市の補助金

●工場移転支援補助金

東大阪市内であって工業専用地域及びモノづくり推進地域以外に立地している製造業を営む企業が工業専用地域もしくはモノづくり推進地域に機械設備等を移転して操業を継続する場合に、移転にかかる経費の一部を補助します。

※補助対象経費：機械設備等の分解、梱包、及び輸送などの費用

※補助率：2分の1

※補助金の上限：500万円

●事業用地継承支援対策補助金

モノづくり推進地域において、製造業が土地を購入して工場を立地する際、元の土地所有者に対して補助金を交付します。

※補助対象要件：土地の面積が250㎡以上、当該土地で製造業が営まれていたこと等

※補助対象経費：土地の売買契約額の100分の3

※補助金の上限：500万円

【お問い合わせ先】

東大阪市都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室

電話：06-4309-3177

FAX：06-4309-3846

大阪府の優遇制度

●企業立地促進補助金

既存工業集積地の維持・発展に向け、市町村の産業振興やまちづくり施策と連携し、大阪でがんばる中小企業の投資や新規立地の促進を図るため、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う企業に対し補助。

●産業集積促進税制

産業集積促進地域における工場、研究所等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する特例措置。

【お問い合わせ先】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・スタートアップ支援課 立地推進グループ

電話：06-6941-0351

FAX：06-6210-9296